

廃棄物処理法改正に伴う政省令事項の素案について



中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会(第13回)が平成22年8月3日に開かれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う政省令事項の素案が示されました。

今回の検討において追加された改正案の概要を以下に示します。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

(以下の2項を追加)

- ・管理票交付者には、管理票の写しの保存を義務付けた。
- ・委託を受けている産業廃棄物の処理が困難となった産業廃棄物処理業者には、排出事業者への通知を義務付けた。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

(下線部を追加)

- ・設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付けるほか、維持管理積立金の取り戻しを認める等の措置を講ずる。

尚、改正法の政省令事項の素案は、環境省のホームページからダウンロードすることが可能となっています(<http://www.env.go.jp/council/03haiki/y0320-13b.html>)。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年8月3日付 環境省ホームページ

2010年8月11日付 環境新聞

土壌環境箇所 明石康伸